



相談名	相談日時	場所	予約	申込方法	相談内容
司法書士 無料法律相談	4月 3日(木) 13:30～ 16:30	市役所本館 (北吸1044)	必要	電話申込(定員12名)先着順 (申込先) 生活支援相談課 (Tel:0773-66-1006)	○140万円以下の多重債務(借金)問題 ○相続登記・成年後見など (相談時間) 1人20分程度
F Pによる 家計相談	4月 9日(水) 10:00～ 15:00	市役所本館 (北吸1044)	必要	4月2日(水)までに 電話申込 ※先着3名 (申込先) 生活支援相談課 (Tel:0773-66-5001)	○くらしとお金に関する相談 ・家計の見直し(保険など) ・老後の資金に関する相談 など (相談時間) 1人45分程度
多重債務 無料法律相談 (弁護士)	4月10日(木) 17:00～ 18:30	西駅交流 センター (伊佐津213-8)	必要	相談日前日15:00までに 電話申込 ※先着3名 (申込先) 生活支援相談課 (Tel:0773-66-1006)	○多重債務(借金)に関する相談 ・債務整理 (自己破産、任意整理など) ・過払金返還請求 など (相談時間) 1人30分
心配ごと 無料法律相談 (弁護士)	4月18日(金) 13:00～	西総合会館 (南田辺1)	必要	4月16日(水) 9:00～12:00の間に 電話申込(定員11名) ※申込多数の場合抽選 (申込先) 生活支援相談課 (Tel:0773-66-1006)	○DV・セクハラ・多重債務 ○個人間・家庭内のもめごと など法律問題全般 (相談時間) 1人15～20分程度

※下記の予約不要の相談については、申込多数の場合お断りすることもあります。ご了承ください。

行政書士 無料相談	4月 1日(火) 13:30～ 15:30	市役所本館 (北吸1044)	不要	左記相談日時に 生活支援相談課へ お申し出ください	○官公署への提出書類作成 ○遺言、遺産分割協議書 ○契約書の作成 ○会社・法人設立手続 など
税理士 無料相談	4月 2日(水) 9:00～ 12:00	市役所本館 (北吸1044)	不要	相談日当日8:30から受付 先着6名(最大) 相談対応可能な定員となり 次第、受付を終了します。 受付:生活支援相談課窓口	○税金(申告・申請)に関する相談 ○経理業務に関する相談 など (相談時間) 1人30分
行政相談 (行政相談委員)	4月 8日(火) 14:00～ 15:30	市役所本館 (北吸1045)	不要	左記相談日時に 生活支援相談課へ お申し出ください	○国の行政機関等が行う仕事 についての苦情や相談
土地家屋 調査士 無料相談	4月15日(火) 13:30～ 15:30	市役所本館 (北吸1044)	不要	左記相談日15:00までに 生活支援相談課へ お申し出ください	○土地 (分筆・地目変更・境界問題など) ○家屋 (新築・滅失、分割など)
公証人 無料相談	4月15日(火) 13:30～ 15:30	市役所本館 (北吸1044)	不要	左記相談日時に 生活支援相談課へ お申し出ください	○公正証書に関する相談 ・遺言公正証書 ・任意後見契約 ・養育費等の離婚給付契約 ・事業用定期借地権等の賃貸借契約 などの各種契約に関する相談

～各種相談に関するお問い合わせ～

舞鶴市役所 生活支援相談課 (舞鶴市消費生活センター) Tel: 0773-66-1006

[消費生活相談は消費者ホットライン ... 局番なし 188番 でもつながります]

裏面もご覧ください「定期縛りなし」は要注意!」